

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営杉山地区土地改良事業（農地環境整備事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和7年12月23日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営杉山地区土地改良事業（農地環境整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 甲賀市産業経済部農村整備課および滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課
なお、滋賀県のウェブサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347859.html>) でも閲覧することができる。

- 3 縦覧期間 令和8年1月16日から令和8年2月16日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年3月3日までに審査請求をすることができる。